

## 星槎道都大学 私費外国人留学生入学金等減免及び奨学金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、星槎道都大学（以下「本学」という。）で学ぶ私費外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、入学金等を減免及び奨学金を給付して経済的負担を軽減することにより学業を成就させることとともに国際交流の進展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において留学生とは、学位取得を目的として本学の学部の正規課程に入学・在籍し、かつ「留学」という在留資格を有する留学生、又は「定住者」という在留資格があり学長が認める留学生で、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

2 この規程において入学金等とは、本学学則別表 3 の入学検定料、入学金、減免とは、本学が留学生から入学金等を徴収するにあたって、留学生の入学金等から入学金等減免実施額を差し引いた額を徴収することをいう。

(資格)

第 3 条 入学金等の減免を受けることのできる者は、全ての留学生とする。

2 奨学金の給付を受けることのできる者は、経済的に就学困難であり、次の各号に該当する者とする。

- (1) 仕送りの平均月額が 100,000 円以下であること（授業料等は含まない）
- (2) 他から受けている奨学金等の受給月額の合計が 50,000 円未満であること
- (3) 在日している扶養者の年収が 600 万円未満であること

3 前項の規定にかかわらず、海外協定校から受け入れする留学生については、奨学金の給付を受けることができるものとする。

(入学金等の減免)

第 4 条 留学生に対する入学金等減免実施額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000 円
- (2) 入学金 学則別表 3 に定める入学金の 3 分の 1

2 前項の規定にかかわらず、本学設置の留学生別科日本語専攻からの入学者については、入学検定料を 2 分の 1、入学金を全額免除する。

3 前々項の規定にかかわらず、海外協定校から受け入れする留学生については、協定に基づく減免を行うことができるものとする。

(奨学金の金額)

第 5 条 奨学金の金額は、年間 15 万円とし、授業料納入時に納入を免除する方法で給付する。

2 前項に加えて前年度末（9 月入学の場合は入学後 1 年を経過した学期末）の通算 GPA が 3.0 以上の学生については、5 万円を上乗せし給付することとする。

(奨学金の申請・選考)

第 6 条 奨学金の給付を希望する留学生は、入学手続き時に所定の申請書（別紙様式 1）を学長に提出しなければならない。

2 学長は奨学金の給付を希望する留学生の申請書に基づき、奨学金の対象者を決定する。

(奨学金の継続審査)

第 7 条 奨学金の 2 年次以降の継続については、1 年次後期までの取得単位数の合計が 20 単位未満の場合は適用されないものとする。また、3 年次及び 4 年次の進級判定不合格の場合は適用されないものとする。

2 前項の継続の可否については、学長が決定する。但し、病気、事故等で配慮すべき特別な事由があると判断される場合においては、弾力的に扱うことができる。

3 前項の但し書きに規定する特別な事由については、事務局国際交流センター長が確認し、書面にて学長に報告する。

(奨学金の停止又は取消)

第 8 条 奨学金の給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金を停止又は取り消すこととする。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 留年したとき
- (3) 除籍又は無期停学以上の懲戒処分を受けたとき

2 奨学金の停止又は取消は、学長が決定する。

(庶務)

第 9 条 奨学金に関する庶務は、事務局国際交流センターが行う。但し、入学時における入学金等減免の庶務は事務局入試広報課が行うものとする。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 22 年 7 月 26 日から施行し、平成 23 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 23 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 23 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

3 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 24 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 24 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

4 この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行し、平成 24 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 24 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

5 この規程は、従前の「道都大学私費外国人留学生授業料減免規程」を名称変更し、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。但し、この規程は、平成 27 年度以降に入学する者から適用し、既在生については従前の規定による。また、平成 27 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

6 この規程の改訂は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

7 この規程の改訂は、平成 28 年 5 月 1 日から施行し、平成 29 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 29 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

8 この規程の改訂は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以降に入学する者から適用する。但し、平成 30 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

9 この規程の改訂は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

10 この規程の改訂は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

11 この規程の改訂は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学生から適用する。但し、令和 3 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

12 この規程の改訂は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度入学生から適用する。但し、令和 4 年度以降に編入学及び再入学する者については、入学を許可された年次の留学生の例による。

(別紙様式1－私費外国人留学生授業料入学金等減免及び奨学金規程)

### 私費外国人留学生奨学金申請書

星槎道都大学長 様

申請年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申請者署名 (Signature) \_\_\_\_\_

下記の記載事項に相違ありません。奨学金を給付していただきたく申請いたします。

1 所属学科名 ( 社会福祉学科 ・ デザイン学科 ・ 建築学科 ・ 経営学科 )  
\*学科を○で囲んでください。

2 氏名 (アルファベット大文字で表記)

姓 (Family Name) \_\_\_\_\_

名 (Given Name) \_\_\_\_\_

氏名 (漢字またはカタカナ表記) \_\_\_\_\_

3 生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生

4 出身国・地域 \_\_\_\_\_

5 在留資格 \_\_\_\_\_ 在留期限 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

6 現住所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

7 在日身元保証人 氏名 \_\_\_\_\_

勤務先および職名 \_\_\_\_\_

現住所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

※在学中のあなたの身元を保証する日本人の方 (永住者の在留資格を有する外国人の方も可) を  
選定してください。

※裏面も必ず記入してください。

8 在日被扶養者の有無

有・無 \*いずれかに○を付けてください。  
\*あなたを扶養している人が日本にいる場合(有の場合)に記入してください。

在日被扶養者氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ 年収 \_\_\_\_\_ 円

9 経済状況

① 仕送りの有無

有・無 \*いずれかに○を付けてください。  
\*生活費の仕送りを受けている場合(有の場合)に記入してください。  
(授業料等は含みません。)

平均月額 \_\_\_\_\_ 円

② 住居費(部屋代のみ) \*複数名で居住している場合は本人が負担する額を記入してください。

月 額 \_\_\_\_\_ 円

③ 奨学金 \*星槎道都大学以外からの奨学金の受給が確定している場合は記入してください。

名 称 \_\_\_\_\_

月 額 \_\_\_\_\_ 円

受給期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ( \_\_\_\_\_ ケ月間)

④ アルバイト

有・無 \*いずれかに○を付けてください。  
\*アルバイトによる収入がある場合(有の場合)は記入してください。

平均月額 \_\_\_\_\_ 円

10 奨学金の申請をした理由(アルバイト等の経済状況(生活)について具体的に記入してください。)

--

以上